

みやき町「家庭におけるタブレット端末活用のきまり」

- 1 タブレット端末は、学習活動に関わることにだけ使います。
※他の目的には使用しないでください。
- 2 タブレット端末の設定等は、勝手に変更してはいけません。
- 3 安全に使用するため、自分の ID とパスワードは、保護者以外には教えません。
- 4 インターネットは学習活動に必要な時だけアクセスし、不適切なサイトにはアクセスしません。
※アプリ等のダウンロードやゲームの課金等は絶対してはいけません。
- 5 写真を撮ったり、映像を録画・録音したりするときは、相手の許可（肖像権等）を得ます。絶対に自分や他人の個人情報をインターネット上に公開しません。
- 6 人を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることは絶対に書き込みません。
- 7 絶対に私物の記録媒体（USB や HDD）をタブレットに接続してはいけません。
- 8 健康に留意して、保護者と時間を決めて使用します。寝る 1 時間前には使用しないようにします。
- 9 機器を使うときは、落としたり、濡らしたりしないように注意します。
もし、機器が故障したり、壊れたり、なくなったりしたときは、保護者や学校に必ず伝えます。

注意

- 1 きまりを守れないときは、タブレット端末を使うことができなくなります。
- 2 タブレット端末を故意に破損及び紛失した場合は、損害に係る弁償を保護者に求めることがあります。